

ブラジルの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」という）は、世界第 5 位の人口と面積を有する南米最大の国家であり、いわゆる「BRICs」（ブラジル、ロシア、インド及び中国）の一角を占めている。ブラジルは、欧州系、アフリカ系、東洋系、先住民、混血等、多様な民族により構成される。公用語はポルトガル語である。

日本からみるとブラジルは地球の反対側にあること等から、多くの日本人にとって、ブラジルは、それほど馴染みのある国とは言い難い。しかし、1908 年から始まった日本人の移住の結果、現在、ブラジルにおける日系人は約 150 万人にのぼる²。また、2014 年にサッカーの FIFA ワールドカップが開催されたことに加え、2016 年にはリオデジャネイロで夏季オリンピック大会が開催されたこと等から、日本でもブラジルへの関心が以前よりも高まったといえよう。

ブラジルは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、南米南部共同市場（メルコスール、ポルトガル語では「MERCOSUL」、スペイン語では「MERCOSUR」）は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995 年に発足した。現在の加盟国は、ブラジルのほか、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラ及びボリビアの 6 か国であり、準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー及びスリナムの 6 か国である。

ブラジルの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。一般に、ブラジルの法制度は、連邦法と州法等から構成される。本稿は、基本的に、連邦法を対象とする。

なお、ブラジルは 1822 年にポルトガルから独立した。現在、ポルトガルは、国土面積、人口、経済規模等のどれをとっても、ブラジルに後れをとっている。そのため、旧宗主国であったポルトガルが、旧植民地であったブラジルに主導権を握られてしまうという逆転現象が生じている。例えば、ポルトガルとブラジルでは、同じポルトガル語といっても、綴りが異なる単語が少なくないが、将来は次第に、単語の綴りをブラジル式に合わせたい

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 『データブック オブ・ザ・ワールド 2017 年版』（二宮書店、2017 年）450 頁。

くことが決定されている。ポルトガルの法制度は、ポルトガル語圏諸国の法制度に多大な影響を及ぼしている（例えば、ギニアビサウの仲裁法（2000年）、アンゴラ会社法（2004年）、モザンビークの商法典（2005年）、東ティモールの憲法（2002年）等）が、ブラジルの法制度との間では相互に影響を及ぼし合う関係にある。例えば、ブラジルの民法典（2002年）はポルトガルの民法典（1966年）と非常に近い関係にある（例えば、人格権の保護）といわれている一方、ポルトガル法はブラジル法から、例えば、消費者保護の法規制の分野で影響を受けている³。

日本企業のブラジル進出が増加するに伴い、日本企業がブラジルにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、ブラジルの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、ブラジルの法制度の概要を紹介することとしたい。

II 憲法

1 総説

ブラジルでは、1964年3月31日に軍のクーデターによる軍事政権が成立し、その後21年間にわたり軍政が続いた。クーデターによる軍政を正当化するために、1967年ブラジル憲法及び1969年ブラジル連邦共和国憲法が制定・改正された。その後、1985年の大統領選挙で文民候補ネヴェス氏が大統領に選出されたことにより、軍政から民政への移行が実現した。1986年の国会議員選挙で選出された上下両院議員により構成された憲法制定会議が召集され、新憲法の制定に向けた作業が進んだ。そして、遂に、1988年10月5日、新しいブラジル連邦共和国憲法が公布・施行された⁴。

この1988年連邦憲法は、本文が250か条、経過規定が98か条、合計で348か条からなる大部な憲法である。また、各条文も詳細な規定となっている。このように、1988年連邦憲法が大部かつ詳細な規定ぶりとなった理由としては、①憲法の包括的な規定が、実務上、プログラム規定と解されることが多く、そのことに対する警戒から、詳細な権利保障が規定されたこと、及び②1988年連邦憲法の制定過程において、教会、労働組合、企業家連合、職業団体、市民団体等のさまざまな利益を代表する社会集団がその利益・意見を反映させるために、合計122件の「人民修正案」を提出したことが指摘されている⁵。

³ Sofia Ferreira Enriquez, *The Legal System in Portuguese-speaking countries* (2010), http://www.worldcommercereview.com/publications/article_pdf/486

⁴ 山口和秀著「ブラジル連邦共和国」（阿部照哉＝畑博行編『世界の憲法集〔第四版〕』（有信堂高文社、2009年）所収）348～349頁。表1の作成及び本稿における「憲法」の執筆にあたっては、基本的に同書の和訳に従った。

⁵ 山口・前掲書 349～350頁。

1988年連邦憲法の主な体系は表1のとおりである⁶。

表1：1988年連邦憲法の主な体系

前文		
第1編 基本原則		第1条～第4条
第2編 基本的権利及び保障	第1章 個人及び団体の権利及び義務	第5条
	第2章 社会的権利	第6条～第11条
	第3章 国籍	第12条～第13条
	第4章 政治的権利	第14条～第16条
	第5章 政党	第17条
第3編 国家組織	第1章 政治行政組織	第18条～第19条
	第2章 共和国	第20条～第24条
	第3章 連邦構成州	第25条～第28条
	第4章 市	第29条～第31条
	第5章 連邦区及び直轄領	第32条～第33条
	第6章 干渉	第34条～第36条
	第7章 公務	第37条～第43条
第4編 統治の機構	第1章 立法府	第44条～第75条
	第2章 行政府	第76条～第91条
	第3章 司法府	第92条～第126条
	第4章 司法に不可決の職務	第127条～第135条
第5編 国家及び民主主義的諸制度の防衛	第1章 国土防衛事態及び戒厳事態	第136条～第141条
	第2章 国軍	第142条～第143条
	第3章 公共の安全	第144条
第6編 租税及び予算	第1章 国家租税制度	第145条～第162条
	第2章 国家財政	第163条～第169条
第7編 経済及び金融秩序	第1章 経済活動の一般原則	第170条～第181条
	第2章 都市政策	第182条～第183条
	第3章 農業、国土政策及び農地改革	第184条～第191条
	第4章 国家財政制度	第192条
第8編 社会秩序	第1章 総則	第193条
	第2章 社会保障	第194条～第204条

⁶ なお、1988年憲法の英文は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Brazil_2014.pdf

	第3章 教育、文化及びスポーツ	第205条～第217条
	第4章 科学及び技術	第218条～第219条
	第5章 社会的コミュニケーション	第220条～第224条
	第6章 環境	第225条
	第7章 家族、子ども、青少年及び高齢者	第226条～第230条
	第8章 原住民	第231条～第232条
第9編 一般的憲法規定		第233条～第250条
1988年憲法経過規定		第1条～第98条

2 統治機構

(1) 連邦と州

連邦制を採るブラジルには、連邦と州がある。

1988年連邦憲法は、連邦の権限につき、①外交、②宣戦布告、③国家の安全保障、④通貨の発行、⑤外国為替・金融等の取引の監督、⑥国土の開発計画の策定、⑦郵便事業、⑧電気通信、放送、エネルギー事業等の許可等、⑨連邦司法・警察の組織・維持等を規定している(21条)。

また、連邦の立法権限につき、①民法、商法、刑法、訴訟法、選挙法、農業法、海洋法、航空法、宇宙法及び労働法、②収容、③緊急時・戦時における民事・軍事の徴用、④水、エネルギー、情報、電気通信及び放送、⑤郵便事業、⑥通貨及び度量衡、⑦信用、外国為替、保険及び有価証券、⑧運輸政策、⑨港湾、湖沼、河川及び海上の航行、航空、宇宙航行等を規定している(22条)。

その他、1988年連邦憲法は、連邦と州等の共同の権限(23条)、連邦と州等の競合的立法権限(24条)についても詳細に規定している。

(2) 立法府

連邦制を採るブラジルには、連邦の国会と各州の議会がある。

連邦レベルの立法権は、下院及び上院で構成される二院制の国会が行使する(44条)。

下院議員は、比例代表方式の選挙により選出される(45条)のに対し、上院議員は、多数決方式の選挙により選出される(46条)。

国会の排他的権限としては、①国の財産に対し重大な負担又は不利益をもたらす条約等の決定、②大統領による宣戦布告等の授権、③国土防衛事態及び連邦の干渉の承認等、④規則制定権又は法律の委任の限界を超える行政権の規範的行為を抑制すること等が挙げられる(49条)。

法律の発議権は、憲法の定める形態・場合において、下院、上院、国会の各議員・委員

会、大統領、連邦最高裁判所、高等裁判所、検事総長及び市民に認められている。但し、大統領のみが発議権を有する法律として、①国軍の兵力を決定又は変更する法律、②国家公務員の法的処遇・任用・身分保障・退職等に関する法律等が挙げられている（61条）。

（3）行政府

行政権は、国務大臣の補佐の下、大統領が行使する（76条）。大統領の任期は4年である（82条）。

大統領の排他的権限としては、①国務大臣の任命・罷免、②国務大臣の補佐の下、連邦の行政の最高指揮を行うこと、③法律の裁可・施行・公布及び法律を執行するための命令・規則の発布、④法案の全部又は一部に対する拒否権の行使、⑤連邦行政の組織・運用について規定すること、⑥外交関係の維持及び大使の信任、⑦条約等の締結、⑧国防事態及び戒厳事態の布告、⑨国会の開会に際して、政府の教書及び計画を送付して国情を説明し、必要な措置を要請すること、⑩上院の承認を得て、連邦最高裁判所及び高等裁判所の裁判官等を任命すること等である（84条）。

大統領は、重大かつ緊急の場合において、法律の効力を有する暫定措置をとる権限を有する。当該暫定措置は、直ちに国会に送付され、公布の日から30日以内に法律に変更されなければ、発布以後は効力を有しない（62条）。

（4）司法院

ブラジルの裁判所としては、①連邦最高裁判所、②連邦高等裁判所、③連邦地方裁判所、④労働裁判所、⑤選挙裁判所、⑥軍事裁判所、⑦州・連邦区・直轄領の裁判所がある（92条）。

連邦最高裁判所は、上院の絶対多数により選任が承認された後、大統領により任命された11名の裁判官により構成される（101条）。連邦最高裁判所は、主に憲法裁判所としての役割を担っており、違憲審査権を有し、法律又は公権力の規範的行為の違憲性を宣言することができる（97条、102条）。

連邦高等裁判所は、憲法問題を除く司法裁判についての最終審裁判所である。

連邦地方裁判所は、外国又は国際機関が関与する事案、連邦政府・機関等が当事者となる事案について、専属的管轄権を有する。労働裁判所、選挙裁判所及び軍事裁判所は、それぞれの専門的事案について管轄権を有する。州裁判所は、その他の事案について管轄権を有する。

なお、2004年12月8日付け憲法補足法により、「全国司法審議会」が設立された。これは、裁判所の行政・財政的機能の規制、裁判官の業務管理等を行うことを職責とする。「全国司法審議会」の構成員は15名で、任期は2年である。

3 人権

ブラジル憲法の「第 2 編 基本的権利及び保障」には、詳細な人権カタログが規定されている（5 条～17 条）。また、その他の編にも、人権に関する規定が含まれている。

その中で特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。日本国憲法に関する議論では見たことも聞いたこともないような権利が、ブラジル憲法には規定されていることがあり、非常に興味深い。

- ①情報アクセス権、情報源の秘匿について、明文で規定されていること（5 条 14 号）。
- ②小農業用財産は、家族労働によるものである場合、生産活動より生じた債務の支払いのための差押え対象とはならないと規定されていること（5 条 26 号）。
- ③著作権、肖像権、発明等の権利について、明文で規定されていること（5 条 27～29 号）。
- ④陪審制について、明文で規定されていること（5 条 38 号）。
- ⑤人種差別罪について、明文で規定されていること（5 条 42 号）。
- ⑥憲法秩序及び民主主義国家に反する文民又は軍人の武装集団の犯罪行為について、明文で規定されていること（5 条 44 号）。
- ⑦原則として、死刑を廃止していること（5 条 47 号）。
- ⑧政府機関等の記録又はデータベースに含まれる自己の人格に関わる情報を知る権利及び訂正要求権が明文で規定されていること（5 条 72 号）。
- ⑨公共の財産、環境及び歴史的・文化的遺産に関わる財産に対する行為の取消訴訟について明文で規定されていること（5 条 73 号）。
- ⑩困窮者の出生の民事登録と死亡証明書を無償とすることについて明文で規定されていること（5 条 76 号）。
- ⑪人身保護令及び文書提出令の訴訟並びに公民権の行使を無償とすることについて明文で規定されていること（5 条 77 号）。
- ⑫労働者の社会的権利に関する事項が、詳細かつ具体的に規定されていること（7 条）。
- ⑬職能団体及び労働組合の結成について、詳細かつ具体的に規定されていること（8 条）。
- ⑭ブラジル国籍の取得及び喪失の要件について、詳細かつ具体的に規定されていること（12 条）。

4 法令

法形式としては、①憲法、②補足法（憲法の規定する事項を補足する法形式）、③（通常の）法律、④暫定措置（緊急の場合に行政府により公示され、公示後 30 日以内に国会により法律への転換の採決がなされるべき法形式）、⑤委任法（国会が委任権の内容及び行使形態を列挙した決議を通じて行った委任に基づき、行政府が制定した法形式）、⑥立法府命令（国会が立法手続において排他的に行使する議決行為）、⑦決定（委任法の承認のように、手続的効果を有する国会及び議院が行う行為）、⑧命令（行政府により発令される規範命令）、

⑨行政法規範（各省及び独立行政機関がその管轄する分野において公示する法形式）等がある⁷。これら各種の法形式は、公用語であるポルトガル語により表記される。裁判所による判決例については、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていないが、事実上、重要な役割を果たしている。

Ⅲ 民法

一般に、ブラジルの法制度は、連邦法と州法等から構成されるが、民法の分野に関しては、連邦法が中心的役割を果たす。

2002年に公布され、2003年に施行された民法典により、従来の民法と商法が統合された。実質的には民商法典ともいえる2002年民法典は、全2046か条で構成されている。

2002年民法典の主な体系は表2のとおりである⁸。

表2：2002年民法典の主な体系

総則	第1巻 人について	第1編 自然人について、第2編 法人について、第3編 住所について
	第2巻 物について	単編 物の種類に関する規定
	第3巻 法律事実について	第1編 法律行為について、第2編 合法的法律行為について、第3編 不法行為について、第4編 時効及び消滅について、第5編 証拠について
各論	第1巻 債権法について	第1編 債権の態様について、第2編 債務の移転について、第3編 債務の履行及び消滅について、第4編 債務の不履行について、第5編 契約一般について、第6編 契約の種類について、第7編 一方的行為について、第8編 信用証券について、第9編 民事責任について、第10編 物権上の優先権及び先取特権について
	第2巻 会社法について	第1編 企業家について、第2編 会社について、第3編 施設について、第4編 補足制度について
	第3巻 物権法について	第1編 占有権について、第2編 物権について、第3

⁷ 二宮正人・矢谷通朗編『ブラジル法要説 法令・判例へのアプローチ』（アジア経済研究所、1993年）28～35頁。

⁸ 表2の作成及び本稿における「民法」の執筆にあたっては、二宮正人著「ブラジル民法典について（上）（中）（下）」（『JCA ジャーナル 第59巻5号・7号・9号』（日本商事仲裁協会、2012年）所収）を参照した。

		編 所有権について、第 4 編 地上権について、第 5 編 地役権について、第 6 編 用益権について、第 7 編 使用権について、第 8 編 居住権について、第 9 編 不動産予約買主権について、第 10 編 動産質権、 抵当権及び不動産質権について
第 4 巻	家族法について	第 1 編 身分権について、第 2 編 財産権について、 第 3 編 安定した結合について、第 4 編 後見及び財 産管理について
第 5 巻	相続法について	第 1 編 相続一般について、第 2 編 法定相続につい て、第 3 編 遺言による相続について、第 4 編 相続 財産目録及び遺産分割について
補足巻	最終規定及び経過 規定について	

なお、ブラジルでは、2002年民法典の公布・施行よりも先に、1990年消費者保護法典が公布・施行されている。基本的には、特別法たる消費者保護法典の規定が、一般法たる民法典の規定よりも優先適用されるはずであるが、旧民法の時代に、消費者保護法典の規定よりも民法典の規定を優先適用した裁判例がある。これは、ハイパーインフレ対策として講じられた経済政策に関して、銀行預金残高として記帳されなかった預金額と利子を訂正し差額の支払いを請求した事案において、裁判所は、消費者保護法典の5年の消滅時効ではなく、当時の民法典の20年の消滅時効に従った（サンパウロ州高等裁判所2010年5月4日判決）⁹。

IV 会社法

ブラジルの会社法は、いくつかの種類会社について規定しているが、実際上は、そのうち2種類の会社がよく利用されている。即ち、1つは有限会社であり、もう1つは株式会社である。

有限会社は、設立手続の単純さ、コストの低さ、会社の機関設計の柔軟さという利点を有するため、とくに中小規模の企業に適する。これに対し、株式会社は、大規模な公開会社に適する。日本企業がブラジルに設立した子会社の大部分は、有限会社である。

なお、有限会社の場合も株式会社の場合も、出資者・株主の責任は、出資額に限定されるのが原則であるが、法人格を濫用した場合等には出資者・株主に出資額を超える責任を

⁹ 前田美千代著「『国際シンポジウム 日本・ブラジル消費者保護法の現状と展望』報告記」(『現代 消費者保護法 No.20』(民事法研究会、2013年)所収)57頁。

負わされる可能性があることに注意が必要である。

表 3：ブラジル法における主な会社の種類

名称	ポルトガル語（略称）	特徴
有限会社	Sociedade Limitad (LTDA)	原則として、出資者の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。原則として、出資者 2 名で設立できる。出資者は、自然人か法人か、ブラジル居住者であるか否かを問わない。出資持分は、割合的単位で表され、証券の発行は認められない。取締役は 1 名でよく、取締役会が無い。監査役会の設置は任意。原則として、計算書類及び議事録等を開示する義務はない。
株式会社	Sociedade Anónima (SA)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。原則として、株主は最低 2 名が必要である。株主は、自然人か法人かを問わない。ブラジル法人は、そのブラジル子会社の一人株主となり得る。株式が上場されている公開会社である場合、取締役会が必要であり、また、少数株主保護に関する法規定が適用される。株式が上場されていない非公開会社である場合、取締役会の設置は不要であり、株式の公募は認められない。株式会社には、株主総会で選任された 2 名以上の執行役員（ブラジルに居住する自然人）及び監査役会の設置が必要。

V 民事訴訟法

ブラジルでは、従来より、民事訴訟法典が施行されてきたところ、2015 年には民事訴訟法典の改正が行われた。

前述したとおり、ブラジルには、連邦裁判所と州裁判所の各系列がある。連邦裁判所と州裁判所のいずれの場合も、第一審裁判所においては、単独裁判官が審理・判決を行う。第二審以降においては、合議体が審理・判決を行う。上告審は、原則として、連邦高等裁判所が管轄する。このように、ブラジルでは、連邦裁判所と州裁判所のいずれの系列の場合も、三審制が採られている。

ブラジルの民事訴訟に関しては、大量の事件が係属していること（その背景には、低所得者は無料で弁護士に依頼できることがあるといわれている）、裁判官の数が不足していること、訴訟手続が慢性的に遅延していること等の問題が指摘されている。

このように、訴訟の利用には実際上の困難な問題が多いことから、代替的な紛争解決手段として、仲裁の利用が検討されることが多い。ブラジルは、2002年に「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）に加盟し、2005年には改正仲裁法を施行した。近時、ブラジルは、仲裁による紛争解決の利用を図るための法整備を着実に進めている。

VI 刑事法

刑事法に関しては、刑法典、刑事訴訟法典及び行刑法が施行されている。

連邦裁判所でも州裁判所でも、殺人事件は陪審による審理が行われる。

ブラジルでは、従来より、とくに「腐敗・汚職」が大きな問題として存在してきた。ブラジル刑法典は贈収賄罪（外国公務員贈賄罪等を含む）を規定しているが、これだけでは十分な対処は困難であった。そこで、2014年に腐敗防止法が施行された。腐敗防止法は、ブラジル法人だけでなく、ブラジル国内に法人・支店・営業所を有する外国法人にも適用される。同法の対象とする行為には、①国内外の公務員等に対する不正な利益の約束、申入れ又は提供、②不正行為に対する資金援助、③不正行為による利益を保持する者を隠蔽するために第三者を利用する行為、④入札手続における欺罔行為等である。同法に違反する行為により責任を負う者に対しては、①総売上高の0.1～20%相当の制裁金、②不正行為により得られた利益を表象する財産等の没収、③事業活動の一部又は全部の停止、④強制的な解散等が課される可能性がある。但し、最初に不正行為を当局に申告し、当局の調査に積極的に協力した者には、上記の責任の減免制度（リーニエンシー制度）の適用がある。

VII 参考資料

以上、ブラジル法の概要を簡単に紹介してきたが、ブラジル法については、米国法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

ブラジル法一般についての文献としては、二宮正人・矢谷通朗編『ブラジル法要説 法令・判例へのアプローチ』（アジア経済研究所、1993年）、二宮正人著「ブラジル法(1)～(3)」（『法学教室 No.373～375』（有斐閣、2011年）所収）等がある。また、ポルトガル語と日本語の法律用語辞典としては、森征一・二宮正人著『ポ日法律用語集』（有斐閣、2000年）がある。

ブラジル法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブ

サイトの中の「UPDATE: DOING LEGAL RESEARCH IN BRAZIL」¹⁰等が参考になる。

以上、ブラジルの法制度の概要を簡単に紹介したが、ブラジルの法令は、(ある程度の日本語訳及び英語訳はあるものの、)ポルトガル語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、今後のブラジルの発展可能性、及び日本企業のブラジル進出の増加傾向等を考えると、今後も、ブラジルの法制度の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.45 No.7』（国際商事法研究所、2017年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第3回 ブラジル」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁰ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Brazil1.html>